

監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年12月14日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 渡辺元
同 中野信吾

記

1 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
やまがた斎苑管理グループ	市民生活部市民課	山形市斎場及び山形市霊柩車指定管理料 72,014,345円
一般社団法人山形市観光協会	商工観光部観光戦略課	山形市観光協会補助金 25,865,000円 観光公衆施設整備事業費補助金 11,002,950円 山形市観光案内センター指定管理料 20,620,825円

(2) 監査の期間 令和2年10月2日から令和2年12月10日まで

(3) 監査の範囲

令和元年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監査の結果

団体及び所管部課等名	監査の結果
やまがた斎苑管理グループ 市民生活部市民課	指摘する事項はなかった。

<p>一般社団法人山形市観光協会</p> <p>商工観光部観光戦略課</p>	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市観光協会補助金において、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給にあたり、給与規程どおりに計算されず、手当を多く支給しているものがあつた。</p> <p>なお、多く支給した分を差し引いた人件費の額は、補助対象予算額を超えた額となっているため、補助金の交付額には影響しない。（一般社団法人山形市観光協会）</p>
--	--

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（財政援助団体、公の施設の指定管理者）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。